

定額保険における現物給付

遠 山 聡

■アブストラクト

保険法制定過程において議論された、定額保険の現物給付を認めるべきか否かという論点については、結局否定されたものの、理論上の帰結ではなく、今後の議論の進展に委ねるものとして先送りされたものと理解される。今後の高齢化社会への対応の必要性等を考慮すれば、商品の多様化は顧客たる保険加入者の利益とも合致するものであり、契約法レベルで否定すべきではないように思われる。しかしながら、保険法制定過程において示されたように、金銭以外の財産やサービス等を保険給付の内容とすることには、保険契約者保護や保険事業の健全性確保といった観点から、問題も少なからず存在しており、とりわけ長期契約であることによる弊害を防止するための監督法的な規制による対応が十分に図られることが必要である。

■キーワード

現物給付, 定額保険, 価格変動リスク

1. 問題の所在

保険法2条1号は、保険契約の定義を「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方が

これに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約」とした。当該規定の意義は、まず、保険法における共済の位置づけが明らかとされたことであり、共済契約を保険契約の一類型として取り込むことにより、保険も共済も一元的に適用対象とされることになる。次に、保険者の行う給付を「当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付」とする一方、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約の給付を「金銭の支払に限る」としていることから、損害保険契約については金銭の支払以外の財産やサービスを目的とする給付、すなわち現物給付が可能であるのに対し、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約については現物給付が認められないものとの解釈が導かれる。

後述するように、定額保険に分類される生命保険契約や傷害疾病定額保険契約の給付が金銭の支払いに限定され、現物給付を目的とするものを除外したことは、理論上の帰結ではなく、様々な問題を考慮した結果、今回の保険法における定義規定を現物給付を認める内容とすることが見送られたものにつき、定額保険の現物給付の問題は、今後の議論を待って導入の可否が検討されることになったものである。本稿は、定額保険の現物給付に関して、保険法制定過程における議論を整理するとともに、その問題点を契約法ならびに監督法的見地から検討することによって、定額保険における現物給付を保険法における保険給付として認める余地があるか否かにつき、再度検討を試みるものである。

2. 保険法制定過程における議論の整理

生命保険業界からは既に定額保険の現物給付を保険契約の概念として認めるべきとする考え方が示されていたところ¹⁾、平成18年9月6日開催の法制

1) 生命保険法制研究会（第二次）「生命保険契約法改正試案（二〇〇五年確定版）」では、生命保険契約の給付を「契約で定められた金額の支払いその他の給付」としており、定額保険である生命保険契約における現物給付の可能性を

審議会（第150回会議）において、法務大臣が保険法の見直しについての要綱を示すことを求めた諮問（諮問第78号）の中で、見直しのポイントとして「生命保険契約に関し、今後の高齢化社会における役割の重要性等にかんがみ、多様なニーズにこたえることができるように規律を見直すものとする」としたことを受け、同諮問により設置された法制審議会保険法部会において、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約の内容として、金銭以外の給付（現物給付）を認めるべきか否かが検討された。平成19年8月に出された保険法の見直しに関する中間試案（以下、中間試案という）では、生命保険契約および傷害疾病定額保険の給付を「一定の金銭の支払〔その他の一定の給付〕」として、労務や役務（サービス等）の提供等の金銭以外の方法による定額の給付を含めることが提案されたが²⁾、金融審議会金融分科会第二部会（保険の基本問題に関するワーキング・グループ）において議論された結果、現物給付を認めることを否定する方向で答申すべく要綱がまとめられ、これらの契約に基づく給付については金銭の支払いに限るとの結論に至った。金融審議会金融分科会第二部会の報告³⁾（以下、金融審議会報告という）によれば、要するに、生命保険契約や傷害疾病定額保険における現物給付は理論上明確に否定されるものではないが、保険契約者保護の観点や保険会社に対する監督・規制という観点からの懸念が強いことから、現行法制を維持することとされたものである。

定額保険における現物給付を認めるべきとする論拠は、以下の2点に集約されるものと思われる。すなわち、高齢化社会等のニーズの多様化に対応する必要性と無規制契約による被害の防止である。

高齢化社会の新たなニーズとして、介護サービスの提供や有料老人ホーム

意識した規定が設けられていた。

- 2) 法制審議会においては、例えば、介護サービスの提供や老人ホームへの入居権付与といった現物給付が紹介された。
- 3) 金融審議会金融分科会第二部会報告「保険法改正への対応について」（平成20年1月31日）。議論された具体的内容として、法制審議会保険法部会第23回議事録19頁以下（意見集約の内容として29頁以下）参照。

への入居権等、金銭の付与とは異なる保険給付が要求されることも予想され、また、子どもを持たない共働き夫婦や未婚者の増加といった家族の在り方や就業形態等のライフスタイルの多様化が今後ますます進むことから、とくに単身者など、身内による介護が期待できない者など、有料老人ホームへの入居を望む者の増加も予想される。多様な保険商品が供給されるようになることは、消費者の選択肢の幅を広げることになり、このような消費者のニーズに対して、保険会社に関連会社等との提携により、現物給付を含めた保険商品を開発することで、高齢化社会に対応したサービスの多様化を促進することにもつながりうる。

さらに、定額現物給付を給付内容とする契約を保険法の規律の対象外とすることは、かえって規制の及ばない無名契約の出現を許すこととなり、消費者の保護に欠ける事態が生じる懸念がある⁴⁾。むしろ現物給付の生命保険契約や傷害疾病定額保険契約も保険法の適用があることを明確化することにより、同法による契約者保護を図ることができ、必要な弊害防止措置についても、保険業法による規制によれば十分に対応できる、というものである。

保険法における定額保険契約の保険給付が金銭の支払いに限定され、現物給付が除外されたことについて、立法担当者は「保険法がこのような契約の締結を禁止するものでもないから、非典型契約としてのこうした契約の効力は否定されない」とするが⁵⁾、仮に、無名契約でも実質的に保険法の適用対象となるというのであれば、定義規定には適用対象を画する目的を達しえないことになる⁶⁾。加えて、保険業法の規制が及ばない制度共済等が無名契約

4) 保険法部会資料18-1（保険法部会第18回）143頁。なお、村田敏一「保険の意義と保険契約の類型、他法との関係」落合誠一・山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』（別冊金融・商事判例）38頁（2008年、経済法令研究会）参照。

5) 萩本修・坂本三郎・富田寛・嶋寺基・仁科秀隆「保険法の解説(二)」NBL885号24頁（2008年）、萩本修編著『一問一答保険法』32頁（2009年、商事法務）、大串淳子ほか編『解説保険法』26頁〔大串淳子・畑英一郎担当〕（2008年、弘文堂）、竹濱修監修『速報 Q&A 新保険法の要点解説』26頁〔平尾正隆担当〕（2008年、金融財政事情研究会）。

6) 落合誠一編著『保険法コンメンタール』（損害保険・傷害疾病保険）8頁

(非典型契約)としての現物給付型の定額保険商品を販売することによる弊害が懸念される。このような契約に対しては、他法の規制を受ける余地がありうるとされ、金融商品取引法における「集団投資スキーム持分」(金融商品取引法2条2項5号ハ)として金融商品取引法の適用対象となるとも考えられているが⁷⁾、この点に関しては懐疑的な見解も少なくない⁸⁾。また、合理的な数理的基礎もないまま、それを開示しないで行われるような事業は、公序良俗違反として個々の契約は無効となりうると考えるとしても⁹⁾、事後的な対応に過ぎない以上、契約者保護としては問題がないとはいえないように思われる¹⁰⁾。

他方、定額現物給付を保険法で許容すべきでないとする理由としては、以下のようなものがみられる。

まず、消費者保護ないし契約者保護の観点からの懸念がある。現物給付については、その将来の適切な履行・質の保証に対する懸念があることから、契約者の保護に欠けるおそれがある。また、現物給付と金銭給付を選択できない場合、保険会社・保険契約者等がともに価格変動リスクにさらされるこ

〔落合誠一担当〕(2009年, 損害保険事業総合研究所)。

- 7) 金融商品取引法では、出資者から出資された金銭等を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は財産の分配を受けることができる権利で、一定の要件を満たすものを「集団投資スキーム持分」として有価証券とみなしており、その募集・運用を行うものを規制対象としている。
- 8) 山下友信「保険の意義と保険契約の類型一定額現物給付概念について」中西正明先生喜寿記念論文集『保険法改正の論点』19頁(注24)(2009年, 法律文化社), 桜井健夫・坂勇一郎・丹野美絵子・洞澤美佳『保険法ハンドブック—消費者のための保険法解説』13頁(2009年, 日本評論社)。
- 9) 山下・前掲論文(注8)20頁。
- 10) 既に、特定保険業者としての届出を行って、一生涯の介護保障などをうたった現物給付型商品が販売され、保険契約者の保護に欠ける事態が生じた例がある。なお、当該事業者は平成19年12月21日に業務改善命令、平成20年2月22日に業務停止命令を受け、平成20年10月15日には、責任準備金の状況等からみて多額の債務超過状態にあり、特定保険業を継続することは困難であるとして業務廃止命令の行政処分を受けた。

とになる一方、現物給付と金銭給付の選択制とした場合、契約者は価格下落リスクの負担を免れるが、更なるプレミアム（＝オプション料に相当）が保険料に上乘せされる可能性があり、こうした長期契約におけるオプション料は算出が困難な場合が多く、高額なものとなりかねない点である。

このような価格変動リスクは、保険事業の健全性確保の観点からの懸念にもつながっている。現物給付については将来の価格変動リスクがあるため、適切な保険料や責任準備金等の算定が困難であり、また、将来の現物価格変動時の負担を、保険会社と保険契約者等がそれぞれどう負担するか困難な問題が生じうる。現物給付にかかる継続的な役務提供などの履行確保を図るための監督手法にかかる検討が必要となる。

さらに、現時点で、現物給付型の定額保険の具体的な商品イメージが想定されていないことがある。諸外国の保険制度においても、生命保険契約における現物給付制度はほとんど導入されていない¹¹⁾。法制審議会では、介護サービスの提供や有料老人ホームへの入居権の付与などが例として紹介されたが、必ずしも具体的な給付内容がイメージされたものとはいえない。

最後に、保険業法等の監督的規制の準備や対応の不整備がある。保険業法における保険監督のための規制の観点から、現時点では、現物給付型の商品に対する準備や対応が整備されておらず、このような状況で現物給付を保険給付の内容として保険法で認めてしまうと、保険業法の適用されない現物給付型の契約も保険法上の典型契約として有効であるとのアナウンス効果によって、かえって悪質な取引を誘発しかねないとの懸念が示されている¹²⁾。

11) 2008年1月1日に施行されたドイツ新保険契約法は、契約類型として、損害保険契約、生命保険契約、傷害保険契約、疾病保険契約などを列挙するものの、それぞれの契約に基づく給付の内容について定義する規定はなく、定額保険における現物給付が契約法においてとくに明文をもって否定されてはいない。しかしながら、古くは、人保険契約の給付を「一時金または年金の支払いその他の合意された給付」と規定されたことがあり、そこでは、傷害保険や疾病保険において医療や入院、投薬といった現物給付が想定されていたとの指摘があり、定額保険の性質から現物給付が当然に切り離されるものではない。

12) 保険監督上の整備が十分でないことを契約ルールの適用範囲の制限の理由と

3. 保険契約に基づく「現物給付」

(1) 損害てん補型の現物給付

損害保険契約の保険給付は、損害のてん補（商法629条）であり、保険者が金銭の支払義務を負うことを前提に商法の規定が設けられているものの、前述のように、従前から損害保険契約における現物給付という概念も古くから承認されているところである¹³⁾。現行の各種普通保険約款においても、現物給付を規定した例が散見される。例えば、自動車保険の車両保険における修理や代品の交付などであり¹⁴⁾、示談代行サービスやロードサービスなども現物給付の一例であるといえる。これらの現物給付は、あくまで損害額の算定が困難である場合や超過保険の恐れがある等の例外的・代替的措置として認められてきたか、あるいは付随サービスとして行われてきたものに過ぎず、現物給付主体としたものでは必ずしもないが、現物給付は顧客ニーズに対応して広がりを見せていることも事実である。

生命保険や傷害疾病保険の分野での現物給付型の商品ニーズとして想定されるのは、典型的には、医療や介護といったサービスの分野であろう。実際に、社会保険の分野において医療や介護の分野での現物給付（ないし実質的な現物給付）が行われている。

例えば、医療サービスについては、健康保険法に基づく健康保険や国民健康保険法に基づく国民健康保険は、法律上、被保険者の療養の給付を現物で支給することとされている¹⁵⁾。例えば、健康保険では、診察、薬剤等の支給、

することは、論理的には逆であるとの批判もありうる。萩本・前掲書（注5）32頁。

13) 大森忠夫『保険法（補訂版）』154頁（1985年、有斐閣）。

14) 自動車保険普通保険約款の車両条項は、「当社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。」と規定する。

15) 健康保険法施行令等の改正により、平成19年4月1日から、70歳未満の者についても高額療養費についても現物給付化され、患者が医療機関において多額の現金の支払いを行う必要がなくなった。現物給付の許容は、被保険者による

処置、手術その他の治療、ならびに看護といった療養の給付（健康保険法63条1項）は、厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（保険医療機関）又は薬局（保険薬局）が担当し（同法70条1項）、療養の給付に関する費用は、保険者たる健康保険組合等が当該保健医療機関等に対して支払うことが規定されている（同法76条1項）。この仕組みは、国民健康保険も同様である（国民健康保険法36条1項、40条1項、45条1項）。

また、介護サービスについて、介護保険法に基づく介護保険が現物給付に近い保障を提供している。介護保険は、その加入者が要介護ないし要支援の状態となったときに、介護サービスを受けることを目的とするものであるが、介護保険も法形式上は、現物給付としての給付方式ではなく、金銭給付としての構成を採用する。すなわち、介護給付のうち居宅サービス費は居宅介護サービスの費用として、居宅介護サービスを受けた被保険者に支払われるのであり（介護保険法41条1項）、指定居宅介護サービスを受けようとする被保険者は、自己の選定に基づき指定居宅サービスを受ける（同条3項）。他方で、保険者である市町村は、支払うべき介護サービス費を、指定介護サービス事業者に対して代理受領の形で支払うことができるものとされている（同条6項）。少なくとも、代理受領の方法で介護事業者に直接に介護サービスの費用が支払われる限り、保険としての機能は、先に述べた健康保険の制度となら異なるものではなく、実質的には現物給付を目的とするものといえる。

これらの社会保険制度は、金銭給付を前提としつつも、実質的な現物給付を行う点で共通するが、これらの法によれば、いずれも保険給付を行った保険者にはいわゆる請求権代位権が認められており（健康保険法57条、国民健康保険法64条、介護保険法21条）、保険給付は損害のてん補と位置づけられるものであり、定額保険給付ではなく損害保険給付である。実際、このような医療や介護の分野において直接的な現物給付を目的とする商品はみられない

一時負担の解消にもつながる等の利便性もある。

いが、医療費のうち、保険診療における自己負担分について補償する医療費用保険が販売されている。先進医療や自由診療における医療費用をも負担するというものであり、実質的には現物給付ニーズを満たすものとして機能するものといえる¹⁶⁾。

(2) 「現物給付」の意義

定額保険における現物給付商品の可能性を検討するにあたって、そもそも現物給付とはどのような給付が行われることを指すのかを明確にしておく必要がある。

まず、保険者自身が一定のサービスを行うための事業を持つことにより、現物としてのサービスを提供することが考えられる（狭義の現物給付）。しかしながら、これが実際に行われるとは考えにくいし、現行保険業法の他業禁止規制の趣旨からも、保険事業者自身がサービスを提供することは認めるべきではないであろう。社会保険としての健康保険（国民健康保険）や介護保険の例は、現物給付といっても、保険者はサービスの実施による費用を金銭的に補償しているものにすぎず、保険者自身が給付を行うべき事業を持ち、それによって直接に現物給付を提供するというものではない（広義の現物給付）。むしろ、現物給付という表現を用いるか否かにかかわらず、保険者の果たすべき実質的な機能は、サービス提供にかかる金銭的な費用をてん補することにほかならないともいえる。

今後、生命保険会社での商品開発において想定されるものも、実質的な金銭給付としての性質をもつ現物給付商品であると仮定すれば、現物給付の委託を受けたサービス提供者が、代理受領という形で金銭給付を受領するとい

16) 現在、先端医療については自己負担とされており、また保険診療と自由診療（保険外診療）とを併せて行う、いわゆる混合診療も全面的に解禁されていないため、混合診療を行うと患者の全額自己負担となるが、これらの自己負担分を補償することを目的とした医療保険である。なお、生命保険会社の商品にも、団体保険ではあるが、自己負担分の補償を目的としたものが既に存在している。

う方式は、保険者の給付は形式的には金銭給付なのであるから、定額保険の給付を金銭の支払に限定する保険法の枠内でも商品設計が可能である¹⁷⁾。また、金銭給付との選択可能性を認める場合には、金銭給付を目的とする生命保険契約に現物給付のオプションがついたものとして、現行法の枠内でも構成が可能であるとする見解もある¹⁸⁾。このように、金銭的な費用のてん補を目的とする現物給付型の定額保険について、現行法の枠内でも販売が可能であるとすれば、保険法の修正により可能となる現物給付型は、金銭給付との代替性のない、いわば純粋な現物給付を目的とするものに限定されることになるが、必ずしも明確ではない。

4. 定額保険の給付としての現物給付

(1) 「定額」性との理論的整合性

損害保険において現物給付が認められることに異論はないが¹⁹⁾、他方で、前述したように、生命保険等の定額保険においても、理論上は必ずしも否定されておらず、認められないとする論拠も、監督体制の整備が難しいことを理由にするもの等があるに過ぎない²⁰⁾。

従前の生命保険契約および傷害疾病定額保険契約における契約法理論との整合性につき、まず、現物給付を目的とする契約は、「定額」保険性を満たしうるかが問題となる。「定額」という文言からすれば、一定の金額の支払を約束したものであるということになるが、この「定額」性を、損害保険との相違を示したものであるとして、一定の保険事故が発生した場合に、実際に発生した損害と関わりなく「あらかじめ契約で定めた給付」を行うことを約束する契約をいうと解することができるのであれば、現物給付も損害てん補性から切り離

17) 山下・前掲論文(注8)15頁以下。

18) 洲崎博史「保険法改正—II総論(1)新保険法の射程と構造」商事法務1808号9頁(2007年)。

19) 大森・前掲書(注13)154頁、山下友信『保険法』6頁(2005年、有斐閣)、江頭憲治郎『商取引法(第五版)』405頁以下(2009年、弘文堂)等。

20) 江頭・前掲書(注19)406頁。

された給付として定額性を満たしうることになる。例えば、一定年齢に達したことを条件に、介護付き老人ホームに入居する権利が与えられるとする契約は、あらかじめ特定された給付内容の実現という意味で定額性を満たしう。すなわち、定額性を一定の規格を有するものとしてとらえるのである²¹⁾。

この点に関連して、要介護認定の程度に応じて介護サービスの内容も変わるという点に着目すれば、損害保険契約に基づく給付との相違が問題となりうる。すなわち、定額保険の現物給付を損害てん補を目的とする契約と明確に区別しうるかである²²⁾。「保険」の意義は、同種の危険（財産上の需要（入用）が発生する可能性）にさらされた多数の経済主体（企業・家計）を一つの団体と見ると、そこには大数の法則が成り立つことを応用して、それに属する各経済主体がそれぞれの危険率に相応した出捐をなすことにより共同的備蓄を形成し、現実需要が発生した経済主体がそこから支払を受ける方法で需要を充足する制度」と説明される²³⁾。定額保険である生命保険では、保険給付は「一定の金額の支払う」ことであり（商法673条）、そこでの「財産上の需要」は損害保険にいう「損害」よりも広い概念を意味するが²⁴⁾、この約定の金額は機能的には経済的損失の補てんと解されていることから²⁵⁾、現物給付が具体的な金銭需要があり損害てん補性を有することは、必ずしも定額保険性を否定する根拠とはならない。既に、定額保険である後遺障害保険金額が後遺障害の等級に応じて設定されているが、これと同様に、要介護状態の程度とそれに対応する介護サービスの内容が「あらかじめ」特定されていれば定額性は認められると解することができる²⁶⁾。

21) 山下・前掲論文（注8）9頁。

22) 吉澤卓哉「保険契約法の現代化と保険事業—保険法現代化が損害保険実務に与える影響」保険学雑誌599号141頁（2007年）は、定額保険の現物給付を損害てん補性（具体的入用）の観点から、定額保険の現物給付における問題点を指摘される。

23) 江頭・前掲書（注19）399頁。

24) 江頭・前掲書（注19）400頁。

25) 山下・前掲書（注19）6頁

26) 山下・前掲論文（注8）9頁。

定額保険における現物給付

この点につき、介護サービスなどの現物給付について保険給付請求権者を被保険者に限定するものとすれば、損害てん補的な性質が強いことになり、定額性の有無が問題となりうる。しかしながら、生命保険の高度障害保険金や傷害保険の後遺障害保険金において、身体障害が生じている被保険者を無視して自由に保険金受取人を変更することはできないと考えられているにもかかわらず、定額保険性は失われないと考えられることからすれば²⁷⁾、保険給付請求権の帰属の問題も、定額保険性を左右するものではないということになる。

(2) 定額保険の契約類型と現物給付

現物給付を目的とした定額保険商品としてはどのようなものが考えられるか。定額保険の分野でも現物給付の例が全くないわけではなく、簡易保険の旅行、共済の組合サービスなどに加えて、民間の生命保険においても医療診断サービス等を行われているとされる。しかしながら、これらはあくまで付随サービスとして行われているにすぎないのであり、これらの付随サービスは現行法上も否定されるものではないと考えられる。そのため、定額現物給付の可能性を考えるにあたっては、生命保険における生存給付および死亡給付、傷害疾病定額保険における傷害や死亡、疾病に基づく給付を想定して検討する必要がある。

抽象的なレベルでは現物給付型の定額保険は否定されないものと思われるが、当該保険が保障性の強い商品であるか貯蓄性の強い商品であるかによって、検討すべき内容は異なるものといえることができる。

①生存保険の現物給付

生存保険は、ある一定時期の生存を条件として保険給付がなされるものであるが、生存保険の給付を現物給付とするものとしては、典型的には、一定

27) 山下・前掲論文（注8）10頁。

年齢における生存を条件として有料老人ホームへの入居権を付与することなどが考えられる。

なお、世界一周旅行を死亡保険に基づく給付する契約は、確かに賭博性を有し、そもそも保険とはいえないとしても、これを生存保険の給付事由とした場合には必ずしも保険ではないかはなお議論の余地がある²⁸⁾。人生設計において将来的に一定の資金需要が見込まれるものであれば、保険金の使途が限定ないし確定しているだけで年金保険契約などと同様に考えることができる。高齢化社会が進むにつれて、リタイア後の生活をどのように送るべきかにつき、今後ますますニーズが多様化していくことが予想される。将来自分が送るべき生活のために必要は資金として現在行っている金銭での貯蓄（保険を含む）で十分であるとの保証は必ずしもないことからすれば、保険加入者のニーズとしては、将来における価格変動にかかわらず一定のサービス等を受け、換言すれば、価格変動リスクを保険者に転嫁する保険商品の需要も理論上は否定されないものと思われる。

②死亡保険の現物給付

死亡保障として現物給付を行う場合には、賭博としての性質を有するものであれば、保険として認めるべきではないことは当然であり、このような観点から生存保険の場合とは異なり、一定の制約が生じうる。死亡保険契約において利得禁止原則が適用されない理由として、人の死亡についての損失を算出することに加えて、遺族の生活保障が目的であることから定額の給付が正当化されるとすれば、現物給付の対象となる財産やサービスの内容も、保険金受取人の生活保障を目的としたものに限定されるべきである。したがって、商品として考えられるものも、被保険者の死亡に伴う葬儀の開催等、一定のものに限定されることになる。

28) 「保険契約法の現代化と保険事業—平成19年度大会共通論題—質疑応答」保険学雑誌599号169頁以下（吉澤回答）。

③傷害疾病保険の現物給付

現在の社会保険としての健康保険や介護保険を補完するものとして現物給付型の定額保険を想定した場合には、傷害疾病定額保険として考えることができるかが問題となる。既に、損害保険商品として提供されているように、その多くは損害てん補の性質を有することから、実質的機能は傷害疾病損害保険に類似するものとなりうる。しかしながら、既に述べたように、あらかじめ特定の給付内容が約定される場合には、定額現物給付に分類されるものとして考えることができる。

例えば、入院時の現物給付として、大部屋、個室、特別室などに入るいわゆる差額ベッド代については必ずしも損害てん補とはいえない面があり、被保険者である入院患者が病状等にかかわらずサービスを選択できるという場合には、性質上、定額現物給付に分類されうる²⁹⁾。

5. 定額保険現物給付に関する懸念と監督法的規制の必要性

(1) 価格変動リスクの管理

保険法において定額保険の現物給付が許容されるとしても、既に述べたように、現物給付には少なからず弊害が生じうるのであり、監督法的規制の中で、どのような弊害を防止すべきかを考えておく必要がある。弊害防止措置の方向性としては、保険契約者保護と保険者の財務の健全性確保の2つであると思われる。

定額保険において現物給付を認めることの最大の懸念は、伝統的な生命保険商品が有するものとは異なるリスクが生じることである³⁰⁾。すなわち、定額保険が一般に長期の契約であるために、給付を金銭ではなく一定の財産やサービスで行った場合、その価格変動リスクが過大となる結果、契約当事者

29) 前掲質疑応答(注28)167頁(吉澤回答)。なお、前掲質疑応答167頁は、病状等の個別具体的状況によっては、個室がどうしても必要であるような場合には、損害てん補としての性質があるとされる。

30) 洲崎・前掲論文(注18)9頁。

双方に不可測的な不利益が生じうるといふ点にある。すなわち、長期契約であるが故に、保険料や責任準備金の算定の適切性が確保されることが不可欠であるところ、給付の内容である財産やサービス等の価格変動リスクについての算出が容易でないために、とりわけ想定以上の価格上昇（インフレ）が生じた場合、保険会社の財務の健全性の悪化が強く懸念される。他方で、この価格上昇のリスクに対処するには、価格変動リスクに対応するプレミアム分（オプション料）を保険料に上乘せさせざるを得ないし、逆に、将来の給付が現物に限定される場合には、例えば社会保障、公的なサービスが充実されることによって、医療や介護などにおけるサービス等の価格が下落するような場合も考えられる。そのため、保険加入者が入手する現物給付としてのサービス等は結果として割高なものとなる可能性が高いのであるが、それにもかかわらず、長期契約であるが故に、支払った対価（保険料の総額）と実際に提供されるサービス等の価格との不均衡が、保険募集の時点では明らかになりにくいために、保険契約者に不測の不利益を与える懸念がある。

しかしながら、価格変動リスクに関する懸念は、契約の期間（長期保険であること）に対するものであり、定額保険か損害保険かという区別によって必ずしも線引きできるものではない。つまり、現物給付商品が価格変動リスクの管理が困難であるとの懸念は、長期保険商品に共通する特性であり、必ずしも定額保険に限定される特性ではないのであり、傷害疾病損害保険契約であっても、これが長期契約である場合には同様の価格変動リスクは生じるものと考えられることから、価格変動リスク管理に関する規制は、定額保険であるか損害保険であるかにかかわらず要求されるものというべきであろう。

保険監督的な観点からは、保険料や責任準備金を適切に算定するために一定の要件を課すことも考えられる。例えば、現物給付の内容が金銭的に評価できるものに限定することや、長期の価格変動リスクを把握できなければ保険料等の算定が困難になるため、給付内容を価格変動リスクを把握できるものに限定することも考えられる。想定以上の価格変動が実際に生じた場合の処理を考えておくことも必要である。

(2) 保険契約者保護のための措置

保険契約者保護のための措置として、まず保険法制定過程における議論においても金銭給付との選択権を給付請求権者に認めることがあげられていた。将来の不確実な価格変動を考慮すれば、少なくとも、金銭給付との選択可能性もなく、将来の不確実な状況下での行動の選択肢を狭めるような契約を締結することの合理性はまずないとの指摘がある³¹⁾。現物給付と金銭給付との選択権を保険金受取人に認める設計にする等の工夫が必要との見解もある³²⁾。他方で、この選択権を認めることになれば、保険料の増額は避けられず、現物給付商品としてのメリットが失われることになるとも考えられる。

死亡給付や傷害疾病給付のように、保険事故の発生を予測できない場合はともかく、生存給付としての満期の到来は事前に予測できることから、解約条件をどのように規定するかにもよるが、満期直前に解約されるような場合には、結局金銭での支払を余儀なくされるのであるから、金銭給付との選択性を認めないとする必要性はあまり大きくない。

むしろ現物給付がなされる条件として、一定の価格変動幅の範囲内であることとすれば、それを超える価格変動については金銭給付とする余地もあるのではないかと思われる。

金銭との選択性とする場合の現物給付は、生命保険契約に付けられたオプション（すなわち、一定内容の現物の給付をあらかじめ定められた価格（満期保険金等相当額）で購入する権利）にすぎないということもできるのであるから、生命保険契約の定義を拡大しなくても、生命保険契約そのものとみる余地がある³³⁾。

また、現物給付は金銭の給付とはことなり、提供されるサービス等の質を確保することが必要となる。また、給付の内容に汎用性や代替性がない場合には、保険給付を行う際に給付が困難となる可能性があるため、このような

31) 山下・前掲論文（注8）11頁。

32) 前掲（注5）Q&A新保険法の要点解説26頁以下。

33) 洲崎・前掲論文（注18）9頁。

給付内容に関する規制も必要となる。

(3) 他業禁止規制との関係

従来、保険業法における一般論としても、生命保険分野における現物給付（非金銭的給付）について認められないものということができるが、これはそもそも生命保険における現物給付が理論上あり得ないということではなく、むしろ保険会社が保険事業とは別の事業リスクを負うことにもなり、他業禁止を規定した保険業法5条の趣旨に反するおそれがあると考えられてきたためである。生命保険会社が老人ホームを運営すること自体のリスクから、保険会社の財務の健全性に影響することになり、保険給付の内容としての適切性を欠くということになる。保険者がサービス事業自体を行うことは他業禁止規制の趣旨から認めるべきではなく、現行の保険業法の立場が維持されるとしても、保険業法の適用対象ではない共済等については、依然として懸念が残ることになる。このような共済事業者について、どのように規制を及ぼすべきかが問題となる。

6. むすびに代えて

金融審議会報告では、「今後、保険的な現物給付商品が数多く販売されるような場合に、改めて保険会社の業務のあり方について検討を行い、①保険業法上の規制を課すべきか、また、②引き続き保険会社本体での参入を認めないこととすべきか、について検討を行うことが適当である」³⁴⁾とされ、定額保険における現物給付については状況変化に応じた再検討が示唆されており、ペンディングの状態に置かれている。しかしながら、保険法で明確に除外されたことによって、一般的に禁止される以上、生命保険会社としては現物給付を目的とする商品の開発は事実上できないことになるが、現物給付型の定額保険についても一定の社会的需要が見込まれるのであれば、むしろ保

34) 前掲（注3）金融審議会報告4頁。

険契約の定義において給付内容を限定すべきではないというべきであろう³⁵⁾。

他方で、定額現物給付が理論的に否定できないとしても、保険契約の性質を考慮すれば、ビジネスとしての合理的成立の可能性を無視して典型契約に含めるという位置づけを与えるべきではないとの指摘もあり³⁶⁾、少なくとも、定額現物給付に関する諸問題について十分な議論が蓄積されていない現状では、法の条文として規定するのは時期尚早であるとすることも理解できないものではない³⁷⁾。しかしながら、現物給付型の定額保険も理論的に否定されるものではなく、今後具体的な商品イメージや構想が示されることによって、より具体的な問題解決の方法が検討される余地がある以上、契約法レベルでの制約を設けることには疑問が残る。検討すべき課題は山積していることも事実であるが、今後の高齢化社会の進展に伴って顧客のニーズがますます多様化する中で、このようなニーズに資するものとしての現物給付型商品の許容性について、今後の議論の進展が期待される。

とくに今後、現物給付型の定額保険商品のニーズが増大し、商品化が具体的なものとなった場合に、保険監督上のような規制が必要となるかについては商品の具体化とともにより詳細にわたって明確にされる必要がある。既に述べたように、現物給付の問題は契約期間が長期であることに密接に関わるものであり、現行の責任準備金制度も相当の修正が必要となろう。さらに、従来には想定されていなかった保険の登場は、保険契約者の誤解等を生じさせる懸念もあり、現物給付の履行を確保するための規制とともに、監督法上の必要な措置等を検討する必要がある。

(筆者は熊本大学法学部准教授)

35) 落合・前掲(注6)保険法コンメンタール8頁。村田・前掲論文(注4)39頁。

36) 山下・前掲論文(注8)11頁以下。

37) 吉澤・前掲論文(注22)143頁。